

# 伊 勢 市 公 報

第 80 号  
平成 21 年 3 月 5 日  
木 曜 日

## 目 次

	頁
<b>教育委員会規則</b>	
○ 伊勢市教育委員会事務局等处務規則の一部を改正する規則	2
<b>告 示</b>	
○ 市議会定例会の招集について	4
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	5
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	6
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 宮川右岸御菌土地改良区総代選挙関係 ・ 当選した者の氏名及び住所について	7
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	11
○ 伊勢市水道事業基本計画（案）に関するパブリックコメントの結果について	12
<b>公 告</b>	
○ 伊勢市地区活性化計画の公表について	15
○ 伊勢市森林整備計画の案の縦覧について	16
○ 農用地利用集積計画の作成について	17
○ 農用地利用集積計画の作成について	18
○ 伊勢市生活排水対策推進計画（案）に関するパブリックコメントの結果について	19

伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 21 年 2 月 24 日

伊勢市教育委員会  
委員長 岡本國孝

## 伊勢市教育委員会規則第1号

### 伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する 規則

伊勢市教育委員会事務局等処務規則（平成17年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「生涯学習係 図書館係」を「生涯学習係」に改める。

第4条第1項の表生涯学習・スポーツ課の部生涯学習系の項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6)市立図書館に関すること。

第4条第1項の表生涯学習・スポーツ課の部図書館系の項を削る。

第5条第1項中「、小俣図書館に館長を」を削る。

第6条第6項中「、小俣図書館長」及び「、小俣図書館」を削る。

### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

伊勢市告示第6号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成21年2月18日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 招集の日時 平成21年2月25日（水） 午前10時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

## 伊勢市告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、有滝町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示します。

平成21年2月26日

伊勢市長 森 下 隆 生

### 1 代表者の氏名及び住所

変更前	中 村 藤 栄
	伊勢市有滝町 1988 番地
変更後	中 村 肇
	伊勢市有滝町 258 番地

伊勢市教育委員会告示第3号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成21年2月25日

伊勢市教育委員会  
委員長 岡本 國孝

記

- 1 日 時 平成21年3月4日（水）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 教育委員室
- 3 会議に付する事件  
議案第11号 伊勢市立小中学校長の任命内申について

伊勢市選管告示第 12 号

平成 21 年 2 月 19 日執行の宮川右岸御蘭土地改良区総代選挙において、土地改良法施行令第 21 条第 1 項の規定による当選人の報告を受け、同令第 22 条第 2 項の規定により当選証書を付与したので、同令第 21 条第 2 項の規定並びに同令第 22 条第 2 項の規定により、下記のとおりその者の住所及び氏名を告示します。

平成 21 年 2 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

1 宮川右岸御蘭土地改良区総代選挙当選人

別紙当選人一覧表のとおり

## 宮川右岸御菌土地改良区総代選挙第1選挙区当選人一覧表

(定数 9人 当選人 9人)

住 所	氏 名	住 所	氏 名
伊勢市御菌町高向2529番地	大西 一政	/	
伊勢市御菌町高向2607番地	曾野 勝義		
伊勢市御菌町高向2473番地	辻村 久和		
伊勢市御菌町高向2625番地	辻村 泰文		
伊勢市御菌町高向2098番地1	松月 昭		
伊勢市御菌町高向2493番地	松本 昇		
伊勢市御菌町高向2618番地	森北 雅博		
伊勢市御菌町高向2490番地2	吉崎 和生		
伊勢市御菌町高向522番地	渡邊 正道		



宮川右岸御藪土地改良区総代選挙第2選挙区当選人一覧表

(定数 7人 当選人 7人)

住 所	氏 名	住 所	氏 名
伊勢市御藪町長屋1331番地	大西 幸夫		
伊勢市御藪町長屋1341番地	大西 安隆		
伊勢市御藪町長屋1334番地	倉世古 邦雄		
伊勢市御藪町長屋263番地	中居 弘和		
伊勢市御藪町長屋1613番地	中西 正則		
伊勢市御藪町長屋921番地	前村 治美		
伊勢市御藪町長屋944番地	山崎 稔		

## 宮川右岸御菌土地改良区総代選挙第3選挙区当選人一覧表

(定数 14人 当選人 14人)

住 所	氏 名	住 所	氏 名
伊勢市御菌町王中島658番地	沖林 正次	/	
伊勢市御菌町王中島595番地	世古口 明人		
伊勢市御菌町王中島661番地	中居 昇		
伊勢市御菌町王中島556番地2	古川 武		
伊勢市御菌町新開369番地	中西 武男		
伊勢市御菌町新開357番地	中谷 道夫		
伊勢市御菌町上條527番地	奥野 茂		
伊勢市御菌町上條159番地	奥野 正		
伊勢市御菌町上條158番地	奥野 憲生		
伊勢市御菌町上條578番地	西尾 敏		
伊勢市御菌町小林397番地	赤羽根 正信		
伊勢市御菌町小林319番地	藤村 庄司		
伊勢市御菌町小林364番地	安田 政己		
伊勢市御菌町小林321番地	山下 秀和		

伊勢市上下水道事業告示第8号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成21年2月25日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
292	栗原左官	度会郡南伊勢町船越 773番地	平成21年2月23日

## 伊勢市上下水道事業告示第9号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第8条第1項の規定により、次のとおり伊勢市水道事業基本計画(案)に関するパブリックコメントの結果を公表します。

平成21年2月25日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 案の題名  
伊勢市水道事業基本計画(案)
- 2 案の公告日  
平成21年1月5日
- 3 提出された意見の概要  
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方  
別紙のとおり
- 5 案の修正内容  
修正なし

## 伊勢市水道事業基本計画（案）パブリックコメントの結果

### 1. 意見募集結果

■意見募集期間 … 平成21年1月5日（月）～平成21年2月5日（木）

■募集結果 …………… 1通

■意見総数 …………… 5件

### 2. 意見整理表

意見者数	意見数	提出意見	伊勢市回答	案修正箇所
1	①	<p>1 計画の立案する基になる下記の事を完全把握に近い状態にしておく必要がある。</p> <p>1-1 現在ある竣工図は、施工時トラブル等で変更した場合、正規に修正され、現状を把握しているか。</p> <p>1-2 パイプラインにおける下記のことを把握しているか。</p> <p>1) 铸铁管：施工当時の継手形式(例:A、K、T型等)、内面塗装(例:モルタルライニング、液状エポ等)（敷設替えの写真に印籠方式の物が撮影されている様に感じるため）</p> <p>2)、鋼 2) 鋼管：施工当時の内外面塗装状態(例:タールエポ、液状エポ)、現場溶接した部分の内面処理状態、可とう管(鋼管の場合、地殻変動があった場合、ここに集中すると思われるため)を使用している箇所がある場合、用語集に記入されている内容に満足しているか。</p> <p>3) 浄水場、配水場に設置している大径管用ポンプ、バルブのメンテを速やかに実行及び経年変化による動きに対応出来る構造になっているか。</p>	<p>1-1 把握しております。</p> <p>1-2</p> <p>1)古い時代に布設した管については不明の事項もございます。</p> <p>2)現場条件に適合した物を使用しております。</p> <p>3)ポンプ、バルブ等につきましては、計画的にメンテナンスを行っております。</p>	計画(案)の変更なし
	②	<p>2 計画書に記入されていることに対する意見</p> <p>2-1 復旧し易い管路形態の構造 漏水確認作業を行う為の人、機器、調査システム等が確立されているか。</p> <p>2-2 応急給水及びその地点の確保</p> <p>1)給水車による給水は、短期的であるので第二次避難場所の近くに消火栓は無い、もしあれば立地条件的に可能で静圧状態であれば、手動式ポンプ(動力式であれば水の波動で濁り水になる確率が大きいので)を取り付け、仮設配管方式を利用する配管システムで給水基地を構築出来ないか考えて欲しい。</p> <p>2)当地は、一部地下水で供給しているのでこれを利用する方法、地質的に貯水槽的役割が出来るのであれば、これを給水車への供給(この場合は、自家発電装置が必要)及び立地条件的に、個人への供給が可能であれば給水基地構築システムを確立する。無論、浄水場、配水場も</p> <p>2-3 運搬給水の限界</p> <p>1)病院等の重要施設には、設置スペースの問題があるが、より大きな貯水槽を設置してもらい、少しでも水の確保に努めてもらう様に指導する。</p> <p>2)民間の集合住宅は、貯水槽設置方式から直水方式に移行しようという傾向があるが、現在設置されている場所、規模等を把握しておき、設置場所の周辺の方に一時的に供給してもらえ様にオーナーに呼び掛けて置く。</p> <p>水道法で供給システム及び水質管理確保という観点から各自治体は、把握しておくことが義務付けられている様に感じているが。</p>	<p>2-1 漏水確認作業については、職員による確認に加え、毎年約80km程度民間業者に委託しております。</p> <p>2-2 応急給水及びその地点の確保につきましては、伊勢市地域防災計画に記載されております。</p> <p>2-3 運搬給水の限界につきましては、現在貯水槽をお持ちの大口需要者の皆さんに衛生面も含めての指導に努めております。</p>	計画(案)の変更なし

意見者数	意見数	提出意見	伊勢市回答	案修正箇所
	③	3 対策メニュー掲げているテーマを含め、これまで記入したことを考察に入れて具体的な行動計画を提案して欲しい。	3 当計画の建設改良計画として記載しております。	計画(案)の変更なし
	④	4 アンケート結果について 耐震化対策、水道料金 通常の水の供給で十分であり、値上げしてまで対策する必要ない及び積極的な耐震化による料金値上げ反対に対し過剰投資は必要ないが、災害が起こり給水が停止したら自分らが発言したことは忘れ、猛烈な非難をすると考えるので、一般会計から繰り入れる等出来るのであれば水道会計全体を考慮に入れ、気の長い説得は必要で行うべきと考える。	4 計画に記載してあります通り一定限の更新は考えております。	計画(案)の変更なし
	⑤	5 水道部門職員について 職員の異動が一定の法則であり専門的なノウハウが蓄積しない傾向がある様に思われますが、それに対し、下記のことを考えるべきと思う。1)100%とはいかないが、より詳細な作業手順書等を確立し、担当者が変更の場合でも短期間に習得できる様にする。2)管理部門だけ市職員でそれ以外は、民間に委託する。但し、独占的になる事をいかに防止するかは、重要なテーマであるが。3)職員の一部を総合職的立場から専門職化を行う。但し、待遇面は、十分な考察が必要で、2)、3)は、業者との癒着には、十分な監視が必要ですが。	5 水道技術職員につきましては、ご指摘のように、技術の継承が問題となっております。職員の異動につきましては、十分考える必要があります。現在も民間で出来る仕事は民間でをモットーに民間委託を進めております。	計画(案)の変更なし

伊勢市公告第 13 号

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号）第 5 条第 1 項の規定により、伊勢市地区活性化計画を策定しましたので、同法第 5 条第 10 項の規定により、次のとおり当該計画を公表します。

平成 21 年 2 月 16 日

伊勢市長 森 下 隆 生

「次」は省略し、その関係書類を平成 21 年 2 月 16 日から平成 21 年 2 月 23 日までの間、伊勢市産業部農林課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第 14 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 5 第 1 項の規定により伊勢市森林整備計画をたてたいので、同法第 10 条の 5 第 5 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該伊勢市森林整備計画の案を縦覧に供します。

なお、伊勢市森林整備計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、伊勢市長に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

平成 21 年 2 月 23 日

伊勢市長 森 下 隆 生

### 1 縦覧期間

自 平成 21 年 2 月 23 日

至 平成 21 年 3 月 24 日

### 2 縦覧場所

伊勢市産業部農林課

伊勢市総務部総務課

伊勢市小俣総合支所地域振興課

伊勢市二見総合支所地域振興課



伊勢市公告第 15 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 21 年 2 月 23 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（所有権移転）

所有権を移転する人	所有権の移転を受ける人	所有権移転面積	備 考
1 人	1 人	1,630 m <sup>2</sup>	売買

伊勢市公告第 16 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 21 年 2 月 23 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（所有権移転）

所有権を移転する人	所有権の移転を受ける人	所有権移転面積	備 考
1 人	1 人	3,052 m <sup>2</sup>	売買

## 伊勢市公告第 17 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市生活排水対策推進計画（案）に関するパブリックコメントの結果を公表します。

平成 21 年 2 月 27 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 案の題名  
伊勢市生活排水対策推進計画（案）
- 2 案の公告日  
平成 20 年 12 月 16 日
- 3 提出された意見の概要  
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方  
別紙のとおり
- 5 案の修正内容  
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市環境部環境課に備え置いて縦覧に供します。